

「第 14 次 5 か年計画」期間における知的財産権人材計画

知的財産権人材の構築を強化し、社会全体のイノベーション活力を刺激し、中国の特色ある、世界水準の知的財産強国建設のための人材支援を行うため、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」及び「第 14 次 5 か年計画」に基づき、本計画を策定する。

一. 計画の背景

人材は国の総合力を判断する重要な指標であり、民族振興を実現し、国際競争において主導権を握るための戦略的資源である。知的財産権人材は知的財産権事業の発展において最も重要な資源であり、質の高い発展の前提条件であり、知的財産権強国建設の戦略的支柱である。中国の知的財産権事業は絶えず発展し、中国の特色ある知的財産権は発展の道を歩み出し、知的財産権の保護業務は歴史的な成果を収め、知的財産権人材業務は「第 13 次 5 か年計画」期間の業務目標を順調に達成し、知的財産権人材発展体制メカニズムと政策環境は一層の最適化が図られ、全国の知的財産権人材チームは急速に拡大して 69 万人に達し、人材構造は合理的になりつつあり、差し迫って必要な知的財産権人材の「五個一批（5つのグループ）」を概ね形成し、人材能力の資質は全面的に高まり、人材プロジェクトの実施効果は明らかであり、人材評価システムは絶えず整備され、国家経済職称系列に知的財産権専門が増設され、知的財産権人材業務は著しい進歩を得た。しかし、知的財産権人材業務にはまだいくつかの弱点と問題が存在し、知的財産権人材業務体系はさらに整備する必要があり、知的財産権人材の育成、評価奨励、流動配置の仕組みをなお一層改善する必要があり、知的財産権人材の構造はまだ最適化されておらず、知的財産権のハイレベル人材の数は不足しており、知的財産権人材の需要と供給の齟齬は依然として一定程度存在している。

「第 14 次 5 か年計画」期間は、中国が社会主義現代化国家の全面的建設の新たなスタートを切った最初の 5 年間であり、知的財産権強国建設に向けた順調なスタートを確保するため、「第 14 次 5 か年計画」期間における知的財産権人材計画を策定、実施し、より積極的な人材政策、より明確な業務任務、より強力な支援措置により、徳と才能を兼ね備えた質の高い知的財産権人材を数多く育成し、各種の知的財産権人材のイノベーションの活力を引き出し、2025 年の「『第 14 次 5 か年計画』国家知的財産権保護及び運用計画」の完了に向けて人材支援を行い、2035 年の「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」の完了に向けて人材基盤を築き、新時代の人材強国戦略を支える。

二. 全体的要求

（一）方針

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とすることを堅持し、第 19 回党大会および第 19 期中央委員会第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回全体会議の主旨を全面的に貫き、「五位一体」（国の経済、政治、文化、社会、生態文明の一体的建設——訳注）の総体的配置の統一的推進及び「四つの全面」（小康社会（ややゆとりある社会）の全面的建設、改革の全面的深化、全面的な法治国家の実現、党の厳格統治の全面的執行——訳注）の戦略的配置の協調的推進をめぐり、安定的な発展という事業の総基調を堅持し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫徹し、新たな発展構造を構築し、質の高い発展を促進することをテーマとし、党の人材管理を堅持し、中央人材工

作会議と習近平総書記の知的財産権人材チーム構築を重視する重要指示の主旨に従い、知的財産権人材の供給を持続的に確保し、知的財産権人材の発展政策を刷新する。党の人材業務の全面的な指導を堅持し、人材を知り、愛し、尊重し、活用する環境を醸成し、世界各地から優秀な人材を集め、全方位で優れた人材を育成、活用し、知的財産権人材の育成・評価・成長体系を全面的に整備し、知的財産権人材業務を各方面と連携させる。

(二) 基本原則

一人材の牽引発展を堅持する。人材資源開発を最優先とし、知的財産権人材を知的財産権強国建設の最も最も基本的、核心的、重要な要素とし、知的財産権人材の重要な地位を戦略的レベルに引き上げ、知的財産権人材の構築に力を入れ、知的財産権事業の人材発展の基礎を打ち固め、知的財産権強国建設を新たな段階へと押し進める。

一需要志向を堅持する。知的財産権強国建設の目標をしっかりと見据え、需要志向とし、人材供給能力を高め、人材の自主的な育成業務を遂行し、知的財産権人材の需要と供給の科学的バランスを維持し、知的財産権人材の育成と活用の過程における重要な問題の解決に力を入れる。

一質と効率を共に重視することを堅持する。人材能力の質と活用効果を高めることに重点を置き、数の最適化と備蓄の強化の結合、知的財産権人材業務体系の整備、人材活用効果を高める政策・措置・プロジェクトの実施、人材育成と人材評価の連携・融合を強化する。

一体系的な推進を堅持する。知的財産権人材の分類育成、科学的な評価、効率的な活用、合理的な流動、成長の奨励などの業務を統括し、全体の計画と重点的な推進を組み合わせ、優位資源を整理統合し、新時代の知的財産権人材育成業務の体系性、全体性、連携性の水準を高める。

(三) 主要目標

「第14次5か年計画」期間の知的財産権人材業務の上位目標：知的財産権人材業務の資源を全面的に整理統合し、知的財産権の全分野の人材の協調的発展メカニズムを整備し、知的財産権の総体的人材チームの構築を促進し、新時代の知的財産権強国建設の需要に沿った知的財産権人材体系を構築、整備し、人材育成を知的財産権の各分野、各プロセス、各レベルの各種需要に対応させる。知的財産権人材の質の高い育成を強化し、人材供給量を増やし、人材評価奨励メカニズムを整備し、人材の活用効率を高め、人材の成長と発展に資するハイエンドのプラットフォームの構築に力を入れ、全方位で人材能力の資質と水準を高める。2025年までに、知的財産権人材チームの規模は100万人超を達成し、ハイレベル人材チームをさらに強大にし、人材構造をさらに最適化し、人材効果を持続的に増強する。

知的財産権の各種人材需要を満たすという目標をめぐり、四つの重点人材チームと一つの基礎人材チームの構築を遂行する。政治的素養が高く、業務能力が強く、専門的でハイレベルの知的財産権保護人材チームを設立する。知的財産権の資本化と産業化を促進する知的財産権の高効率運用人材チームを一つ構築する。理工、管理、法律などの学科背景を持つ複合型で資質の高い知的財産権公共サービス人材チームを一つ育成する。豊富な国際交流経験、国際業務処理能力を持つ知的財産権国際化人材を育成し、選抜する。また、知的財産権審査、宣伝など各レベル・各種の基礎人材チームの構築を強化する。

「第14次5か年計画」期間における知的財産権人材発展の主要指標

| 指標 | 2025年 | 属性 |
|------------------------------|-------|-----|
| 1. 知的財産権人材の数（万人） | 100 | 予期性 |
| 2. 全国の専利代理師の数（万人） | 4 | 予期性 |
| 3. 全国中級以上（中級を含む）知的財産権師の数（万人） | 2 | 予期性 |
| 4. 国家知的財産権養成研修拠点の数（か所） | 30 | 予期性 |
| 5. 共同設置する知的財産権学院、研究院の数（か所） | 5 | 予期性 |
| 6. 新しいオンラインネットワーク上級課程（個） | 100 | 予期性 |
| 7. 知的財産権研修評価満足度（点） | 90 | 予期性 |

三. 主要任務

（一）知的財産権保護人材能力を強化し、知的財産権保護を新たな段階へと押し進める。

知的財産権行政保護チームの人員の能力強化を加速し、国と地方の知的財産権行政保護人材の育成と研修を強化する。知的財産権行政保護教員チームを設立する。知的財産権行政裁判人員の導入と資格管理制度を厳格に実施し、全国の知的財産権システムの資格保有者に対して能力強化の系統的な研修を実施し、行政裁判の案件処理能力および水準を高める。知的財産権行政保護技術調査官の人材チームを設立し、知的財産権鑑定人名簿の作成を進め、専門技術力の育成を強化する。

知的財産権保護センター、迅速権利保護センター、権利保護援助センターの人材の充実を図る。専門能力の水準を高め、人材選抜メカニズムと管理奨励メカニズムを最適化し、知的財産権の迅速な事前審査、迅速な権利確定、迅速な権利保護などの育成を強化し、迅速かつ協同で保護人材の能力・資質の強化を促進し、知的財産権保護の高い資質を有する複合型人才チームを構築する。公職弁護士、専利弁理士、専門技術人材などが知的財産権調停業務に関与することを奨励する。調停員などの関連人材の知的財産権専門研修を強化する。

（二）知的財産権運用人材の能力水準を高め、知的財産権の運用での新たな成果の取得を促進する。知的財産権運営人材チームの育成体系を最適化し、イノベーションの全過程に基づく知的財産権運営理念に従って、段階式カリキュラムを設計し、知的財産権運営研修を実施する。知的財産権運営サービス体系構築重点都市を指導し、ハイエンド運営人材の育成を強化する。関係機関と人員の知的財産権の質権設定、保険、証券化などの金融サービス能力を高め、知的財産権評価の水準を高める。企業の知的財産権人材チームの構築を強化し、地方が企業の上級管理者、知的財産権管理者、知的財産権実務者に対し、分類別・等級別の研修を提供するよう指導する。高等教育機関および科学研究機関の知的財産権人材の運営管理能力の強化を押し進め、高等教育機関および科学研究機関の知的財産権人材の数を大幅に増やす。専利ナビゲーション人材の育成を強化し、専利ナビゲーション人材の業務水準を徐々に高める。各地域は専利ナビゲーションサービス拠点の人材チームの構築を強化し、特色があり、最適化された、効果的な専利ナビゲーションサービス業務体系を構築し、専利ナビゲーション産業の革新的発展における重要な役割を効果的に果たす。

地理的表示の運用、商標ブランドの育成などの特色ある研修を実施し、地理的表示と商標ブランドの総合運用能力を高め、農村新興およびブランド経済の発展に助力する。

革新的発展を支える知的財産権サービス業の人材育成体系を整備する。知的財産権サービス業の人材チームの構築を強化し、業界のハイエンドの優秀な人材を育成する。知的財産権サービス業の人材育成方式の充実を図る。人材交流協力メカニズムを構築し、先進地域が後進地域の知的財産サービス人材を支援するよう指導する。専利代理師の実務研修および商標弁理士の業務研修を強化する。

(三) 知的財産権の公共サービス人材の育成に力を入れ、知的財産権サービスの新たな水準への到達を推し進める。「総体的なサービス、サービスの連携」を理念として、社会公衆に効果的にサービスを提供し、イノベーション主体のニーズを満たすことができ、マルチレベルで質の高い知的財産権公共サービス人材を育成する。公共サービス機関の特徴と地域のニーズを踏まえ、知的財産権公共サービスの基幹ノードとサービス拠点の公共サービス人材の能力の一層の充実を図り、省レベルの各種知的財産権公共サービス人材配置の完全網羅を実現し、地級市のカバー率 50%以上を達成させる。分類別・等級別の育成を強化し、知的財産権の公共サービス人材の交流と協力・共有を強化し、人材の合理的な流動および効率的な集結を促進する。

知的財産権公共サービスの統括管理能力を高め、知的財産権公共サービスの効果を絶えず高める。知的財産権情報サービス人材の育成に力を入れ、人材の知的財産権情報管理、情報収集・処理、情報検索と情報分析、情報発信・利用などの能力を高め、高等教育機関、科学研究機関、図書情報機構、業界団体などのネットワーク単位の知的財産権情報サービス人材を絶えず強化し、知的財産権情報サービス人材チームの規模として約 4,000 名を達成する。知的財産権業務の窓口の人員の能力を強化し、「一つの職場で多くのことに対応できる」人材を精力的に育成し、窓口担当者の「一つの窓口ですべてを行う」能力を絶えず高める。知的財産権のネットワーク人材の育成を持続的に推進し、ネットワーク人材の分類管理、育成と活用、考査と評価、発展支援メカニズムを構築、整備し、自主育成と人材導入の結合を推進する。

(四) 知的財産権の国際化人材の能力強化を加速し、知的財産権の国際協力の新たな進展を推し進める。国際化人材特別育成計画を実施し、明確な位置づけ、明確な目標、明確なレベル、相互連携、効率的な運用を備えた国際化人材育成体系を構築する。国際化人材の海外派遣、知的財産権の外国人教員、国際型審査人材などの国際化人材の選抜および育成を強化し、人材プールの構築を整備する。海外派遣する国際化人材の育成ルートの多元化を推し進め、国内外の研修資源を十分に活用し、海外（国外）研修プログラムに参加する人材を選抜し派遣する。国際知的財産権研修プロジェクトを積極的に開拓する。中国企業の対外発展の実際のニーズを踏まえ、知的財産権運営および知的財産権代理分野に向けた国際化人材特別研修を実施し、国際交渉、海外権利保護などの人材チームの構築を強化する。国際化人材の知識の更新を加速し、知的財産権の国際ルール研究への関与を奨励する。各地域は国際化人材育成業務を強化し、国際的な知的財産権制度の規則を熟知し、豊富な実務経験を持つ海外知的財産権紛争対応専門人材チームを育成し、海外知的財産権紛争対応能力を高めなければならない。

知的財産権人材の国際交流を強化する。継続的に世界知的所有権機関、日米欧中韓の五庁連携、BRICS の五庁連携、各二国間プラットフォームの国際協力プロジェクトを通じて、

国際化人材育成にトレーニングプラットフォームを提供し、人材が国際協力の経験を蓄積し、国際協力能力を高め、全方位で国際化人材を育成、導入、活用することを後押しする。

(五) 知的財産権基礎人材の能力を強化し、知的財産権事業の基礎を絶えず打ち固める。

知的財産権の審査・登録人材チームの募集採用・研修・活用・開発・管理・安定化を着実に行う。専利審査人材能力強化計画を策定、実施し、目標と重点を明確にし、段階的育成を実施する。専利審査人材の職場研修に力を入れる。専利審査人材育成効果評価とフィードバックの仕組みを構築する。商標審査官の募集稿採用メカニズムを整備する。業務ニーズに応じて、人員を動的に配置する。商標審査官の研修目標体系を構築する。商標審査官の等級区分管理制度の構築を模索する。100名からなる「専門家型」の商標審査審理人材チームを構築する。

知的財産権の宣伝・文化人材チームの構築を強化する。政治的背景が堅固で、資質が高く、全メディアに精通し、複合的で専門家型の知的財産権の宣伝人材を育成し、宣伝能力の構築を強化し、コミュニケーション概念、情報内容、技術応用、コミュニケーション能力などの面を重点的に育成する。全国知的財産権システムの宣伝担当者延べ1,000人の研修を実施する。知的財産権保護の宣伝教育を強化し、中国の知的財産権の物語をしっかりと伝える。小中学校を対象に、豊富な教育経験と確かな専門技能を持つ知的財産権教員の育成と選抜に力を入れる。知的財産権の法律人材の育成を強化し、知的財産権の法律知識の基礎がしっかりした、良好な政治素養と職業道徳を有し、法学理論の知識を知的財産権の実務に巧みに運用できる法律人材を育成する。公職弁護士の育成に力を入れ、各地域は知的財産権の実務経験が豊富な公職弁護士を重点的に育成し、知的財産権の法律サービスの水準を高める。

四. 重点プロジェクト

(一) 知的財産権人材育成研修拠点設立プロジェクト。 国の知的財産権人材育成拠点を設立し、ハイレベルな複合型人材を育成する。高等教育機関、企業および知的財産権サービス機関が共同参画する産学官（企業・大学・研究機関）の知的財産権人材育成モデルを模索し、需要志向の知的財産権人材の共同育成メカニズムを構築し、知的財産権人材の育成・交流プラットフォームを形成する。国家知的財産権研修拠点の動的調整を実行し、拠点の配置をさらに最適化し、質を高める。模範的な知財人材研修プログラムを策定し、「段階式」シリーズ研修の実施を普及し、プログラムの品質評価メカニズムおよび成果普及メカニズムを整備する。各地域は地元の知的財産権研修拠点の管理を強化し、国レベルの拠点と統分結合（統合経営と分散経営の結合——訳注）を形成し、レベルの明確な拠点システムを形成しなければならない。

(二) 知的財産権ネットワーク研修課程設置プロジェクト。 知的財産権研修の新しい形式、方法を積極的に模索し、デジタル化、ネットワーク化、スマート化の発展傾向に適応し、中国知的財産権遠隔教育プラットフォームのネットワークカリキュラムの設置を重点的に推し進め、新しいオンラインネットワーク上級課程を設置し、オープンで共有可能な知的財産権ネットワークカリキュラムのライブラリを構築し、ネットワーク研修の科学性、規範性および実効性を高める。地方が行政管理者のネットワーク研修を実施し、全員の系統的研修を実現するよう指導する。各地域は現地の業務の実情を踏まえ、知的財産権の特色あるカリキュラムを開発しなければならない。

(三) **知的財産権人材拠点構築プロジェクト**。国の地域重大戦略を踏まえ、特色を際立たせ、地域の知的財産権人材の発展を分類指導する。北京、上海、広東・香港・マカオグレーターベイエリアにおけるハイレベルな知的財産権人材拠点の構築を推し進め、地域と産業の知的財産権人材需要予測を実施し、現在と将来の人材供給需要のマッピングを模索し、知的財産権人材統計の年次報告を作成する。ハイレベルな知的財産権人材が集中する中心都市で人材を誘致、集積するプラットフォームの構築を奨励する。地域と産業の発展のための知的財産権専門家の人材サービスに関する業務を実施する。知的財産権人材と地域の人材優遇政策との連携を推し進める。

(四) **知的財産権シンクタンク・専門家バンク・人材バンク構築プロジェクト**。国家知的財産権専門家諮問委員会の役割を十分に発揮し、知的財産権発展の全局性、重要性、展望性の問題に対し、戦略レベルの諮問と提案を行う。国家知識産権局の研究機関は、高等教育機関、科学研究機関、地方の知的財産権管理部門などとの交流を強化し、理論と実践の問題に関する研究を実施する。高等教育機関、社会機関が知的財産権シンクタンクの構築を実施することを奨励する。各地域は知的財産権の特色あるシンクタンクの構築を強化し、重層的でハイレベルな知的財産権シンクタンクシステムを構築する。知的財産権専門家バンクの分類を細分化し、地理的表示、営業秘密、伝統的知識、伝統文化などの分野の専門家のカテゴリを整備する。人材評価を確実に合理化し、各種の知的財産権人材計画を最適化、整理統合し、知的財産権のリーダー人材、ハイレベル人材などの育成と活用を強化し、「高・精・鋭（ハイレベルで精密で先端的）」な知的財産権人材チームを創出する。

(五) **知的財産権職稱評価プロジェクト**。知的財産権職稱制度改革を積極的に推し進め、地方が知的財産権専門技術者の評価基準と条件を制定し、評価内容を科学的に決定し、各レベルの専門技術者の評価ニーズを満たすことを支援する。職稱審査の情報管理を強化し、全国の知的財産権職稱審査サービスネットワークプラットフォームを構築する。条件の整った地方は知的財産権高級職稱評議委員会を設立し、職稱評価メカニズムを刷新し、職稱評価方式の充実を図らなければならない。

(六) **知的財産権専門職学位設置支援プロジェクト**。専門職学位教育が、知的財産権強国建設のために差し迫って必要な人材を育成する重要な手段であることを十分に認識し、知的財産権専門職学位の設置を加速し、知的財産権人材の育成における高等教育機関の重要な役割を十分に発揮し、知的財産権強国建設におけるハイレベル人材のニーズを満たす。知的財産権専門職学位のカリキュラム体系を科学的に設置し、知的財産権基礎理論の学習と実技研修を緊密に結合し、知的財産権人材の実践能力を重点的に育成する。中央と地方による知的財産権学院、研究院の共同設立を推し進め、知的財産権人材育成の新たなルートを模索する。

五. 組織的实施

(一) **組織の指導を強化する**。全国知的財産権システムは知的財産権人材の業務を特に重視し、組織の指導を強化し、業務の仕組みを整備し、有効な措置を講じ、人材計画配置の各任務を全面的に実行しなければならない。各任務の主管部門は実施案と推進計画を策定しなければならない。各地域の知的財産権管理部門は現地の業務の実情を踏まえ、目標任務を細分化し、業務の責任を明確にしなければならない。

(二) **資源投資を拡大する**。人材優先発展の理念を堅持し、知的財産権人材育成への投資を拡大し、国の特別資金支援の獲得に努め、差し迫って必要な人材および重点プロジェク

トに対する支援を強化し、人材、資金、政策などの面から全面的に人材業務への支援を強化する。

(三) 良好な環境を創出する。人材計画の重要な意義を積極的に宣伝し、方針、基本原則、目標任務などを深く解説する。人材成長の前向きな奨励を強化し、起業・創業に資する人材の発展環境を創出し、事業が人材を奨励し、人材が事業を成就させるようにする。

(四) 全力を尽くして業務を実施する。人材計画の実施状況に対する追跡監視を強化し、人材計画実施評価業務を確実にを行い、代表的な経験・方法を総括して普及させ、人材計画実施において存在する問題を速やかに発見し、かつ対策を検討して解決し、着実に監督・検査を強化し、任務の実行を確保する。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_65_172685.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。